

◎新潟県告示第745号

新潟県県税規則（昭和34年新潟県規則第63号）第108条の規定により、次の免税軽油使用者証は亡失した旨の届出があったので無効とする。

令和元年12月20日

新潟県知事 花 角 英 世

業 種	使用者証番号	有効期間	免税軽油使用者証に記載された使用者の住所及び氏名	交付 地域振興局	亡失 年月日
農業	長振税 第1120068号	平成31年3月1日 ～ 令和3年3月31日	柏崎市大字山室282 中村 保	長岡 地域振興局	令和元年 6月20日